

# 日本財団ハッピーゆりかごプロジェクト 韓国の養子制度

2013年12月15日

首都大学東京 都市教養学部 人文社会系社会福祉学

姜恩和

連絡先: [miuna@tmu.ac.jp](mailto:miuna@tmu.ac.jp)

# 1. 養子制度の沿革

- 朝鮮戦争後
  - 戦後の混乱期に始まった海外養子縁組が発端となる。
- 1961年9月30日
  - 「孤児養子縁組特例法」制定。
- 1976年12月31日
  - 国内養子縁組も含めて「養子縁組特例法」に改正。
- 1995年1月5日
  - 「養子縁組促進および手続きに関する特例法」に改正。事後ケアに関する内容が初めて条文に盛り込まれる。
- 2011年8月4日
  - 「養子縁組特例法」に改正。

## 2. 養子縁組機関について

- 国内外養子縁組機関：4か所(すべて民間機関)
  - 国内養子縁組機関：17か所(民間機関15か所、公的機関2か所)
- ⇒ほとんど民間機関が担っている状況。

### 3. ①養子縁組費用～国内養子縁組の場合

- 2006年「国内養子縁組活性化総合対策」  
斡旋手数料の支援～200万ウォン
- 2007年～養親から養子縁組斡旋料を一切受けてはならなくなった。
- 2013年～1件につき270万ウォンの支援。

### 3. ②養子縁組費用～海外養子縁組の場合

- 養子縁組特例法施行令第6条(養子縁組斡旋費用)～

1. 人件費

2. 子どもの養育費

3. 手続きにかかる費用

4. 養子縁組機関の運営費および広報費。

- チャンヒャンスク国会議員の調査結果～

2004年の手数料：一件当たり400万～700万  
ウォン。

## 4. 養子縁組家庭に対する支援、その①

- 養育手当の支給(12歳までに月15万ウォン)
- 障がいをもつ場合は、養育補助金および医療費を別途支援 (18歳未満)
  - 重症障がい児～月62.7万ウォン
  - 軽症その他～月55.1万ウォン
  - 医療費：年間260万ウォンまで補助。
- 医療給与1種として指定し、医療費を支援支援 (18歳未満)。
- 子どもの心理治療費支援 (18歳未満、月 20万ウォンまで)。

## 4. 養子縁組家庭に対する支援、その②

- 税金控除～基本控除および追加控除
- 養子縁組休暇制度～公務員を対象に20日間
- アフタサービス～養子縁組成立後1年間、子どもの養育に必要な情報の提供、相談窓口の開設、海外養子縁組の場合は母国訪問事業、実親捜しの支援、相談など

## 5. 養子縁組の実績

### 表1 養子縁組実績の推移(1958-2012)

年度	養子縁組 全体	国内養子縁 組	海外養子縁 組	国内養子縁組 の比率(%)
1958-1960	2,700	168	2,532	6.2
1961-1970	11,481	4,206	7,275	36.6
1971-1980	63,551	15,304	48,247	24.1
1981-1990	91,824	26,503	65,321	28.9
1991-2000	35,619	13,296	22,323	37.3
2001-2010	32,928	14,930	17,998	45.3
2011-2012	4,344	2,673	1,671	61.5
合計	242,447	77,080	165,367	31.8

資料:保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』



## 表2 国内養子縁組される子どもの背景(1958-2012)

年度	合計(人)	未婚母(%)	施設児童 (棄児)(%)	一人親家庭 ・貧困家庭(%)	その他(%)
1958-1960	168	63(37.5)	80(47.6)	25(14.9)	-
1961-1970	4,206	1,163(27.7)	2,962(70.4)	81(19.3)	-
1971-1980	15,304	9,075(59.3)	4,960(32.4)	1,269(8.3)	-
1981-1990	26,503	19,696(74.3)	4,715(17.8)	2,092(7.9)	-
1991-2000	13,296	9,983(75.1)	2,288(17.2)	806(6.1)	219(1.6)
2001-2010	14,932	11,816(79.1)	1,477(9.9)	1276(8.5)	363(2.5)
2012	1,125	1,048(93.2)	19(1.7)	41(3.6)	17(1.5)
合計	75,534	52,844(70.0)	16,501(21.8)	5,590(7.4)	599(0.8)

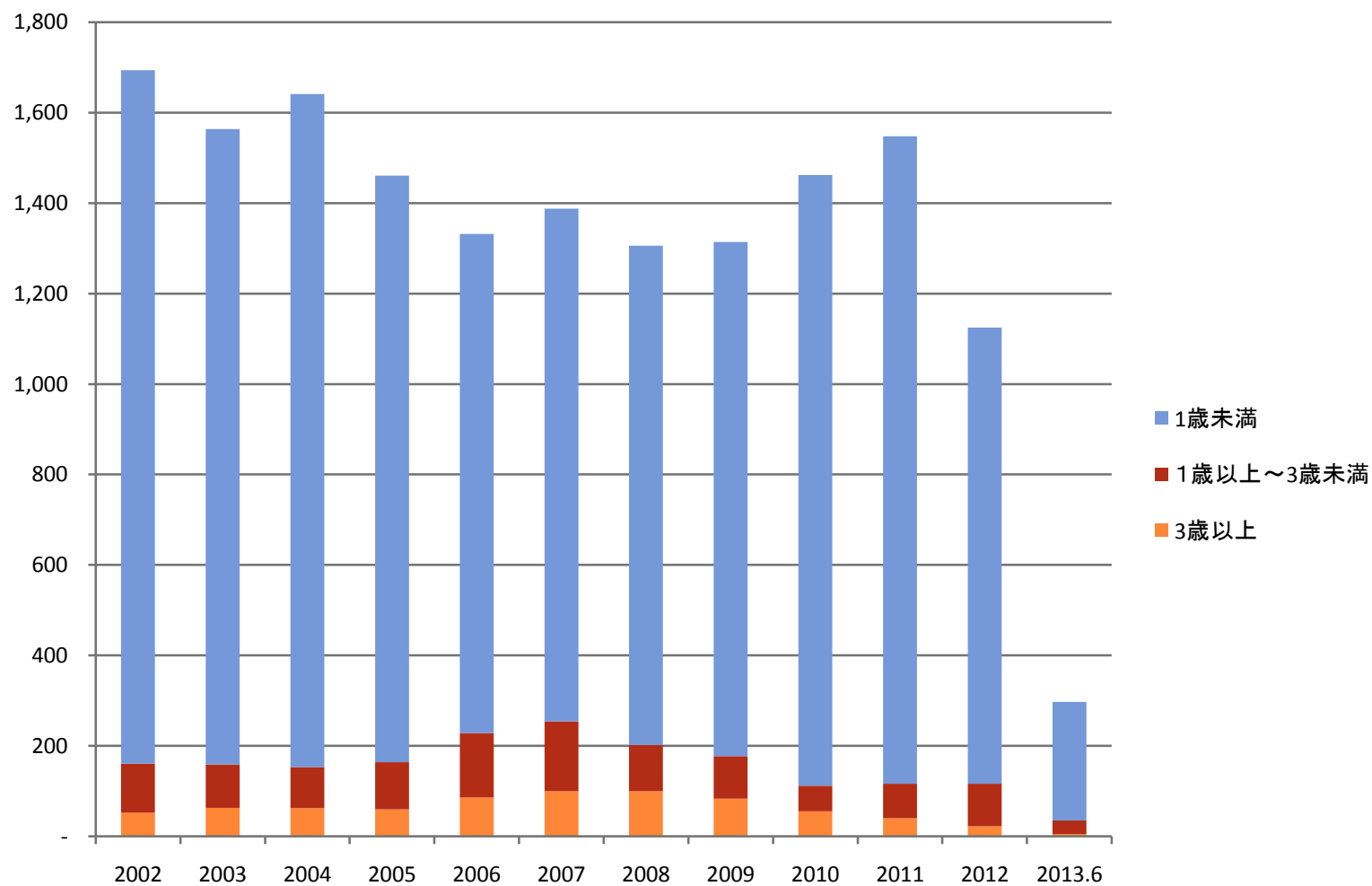
資料:保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』

# 表3 海外養子縁組される子どもの背景(1958-2012)

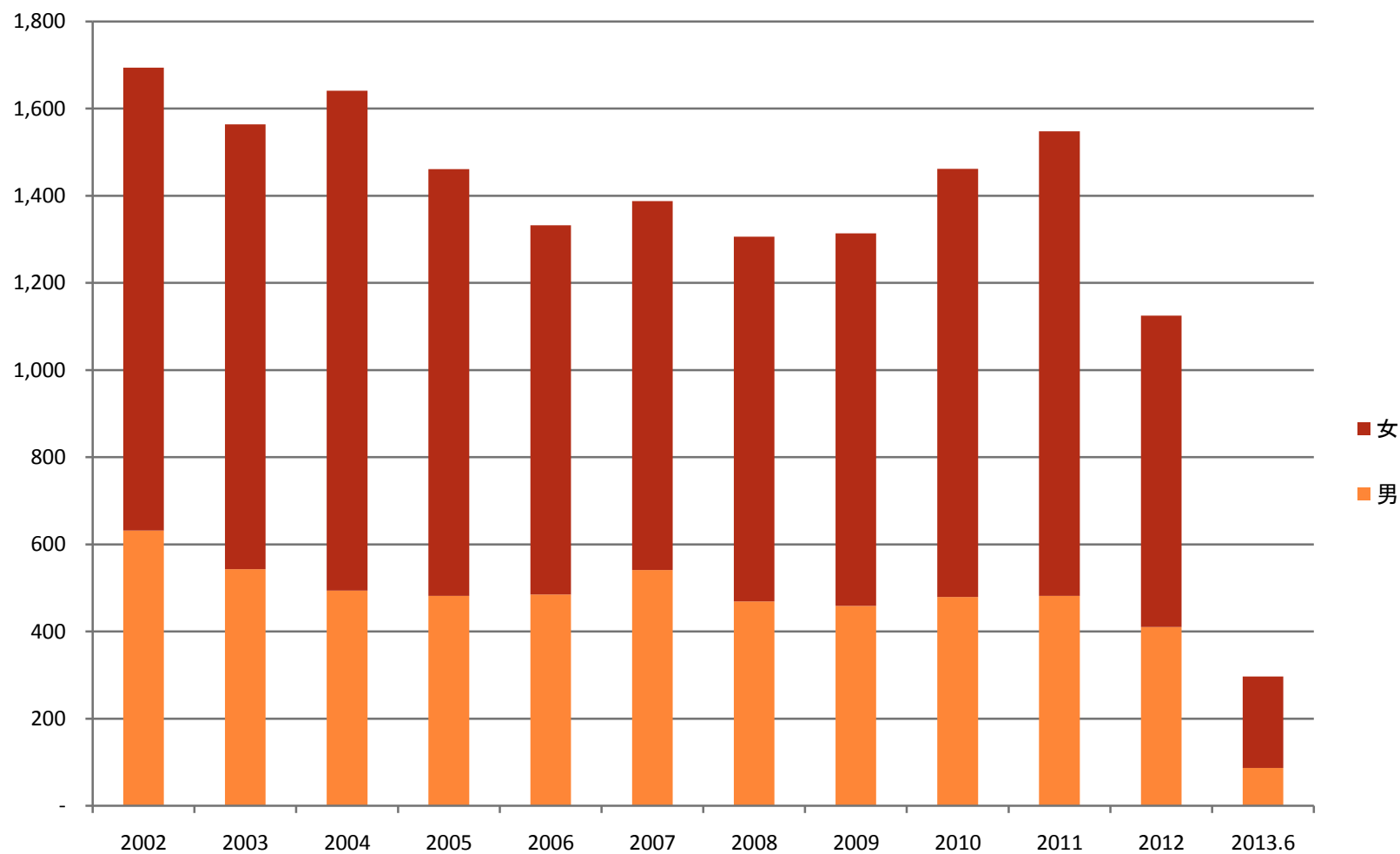
年度	合計	未婚母(%)	施設児童 (棄児) (%)	一人親家庭 ・貧困家庭(%)
1958-1960	2,532	227(9.0)	1,675(66.2)	630(24.9)
1961-1970	7,275	1,304(17.9)	4,013(55.2)	1,958(26.9)
1971-1980	48,247	17,627(36.5)	17,260(35.8)	13,360(27.7)
1981-1990	65,321	47,153(72.2)	6,769(10.4)	11,399(17.5)
1991-2000	22,323	20,654(92.5)	225(1.0)	1,444(6.5)
2001-2010	17,998	17,543(97.5)	41(0.2)	416(2.3)
2012	755	696(92.2)	8(0.7)	59(7.8)
合計	164,451	105,204(64.0)	29,983(18.2)	29,264(17.8)

資料:保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』

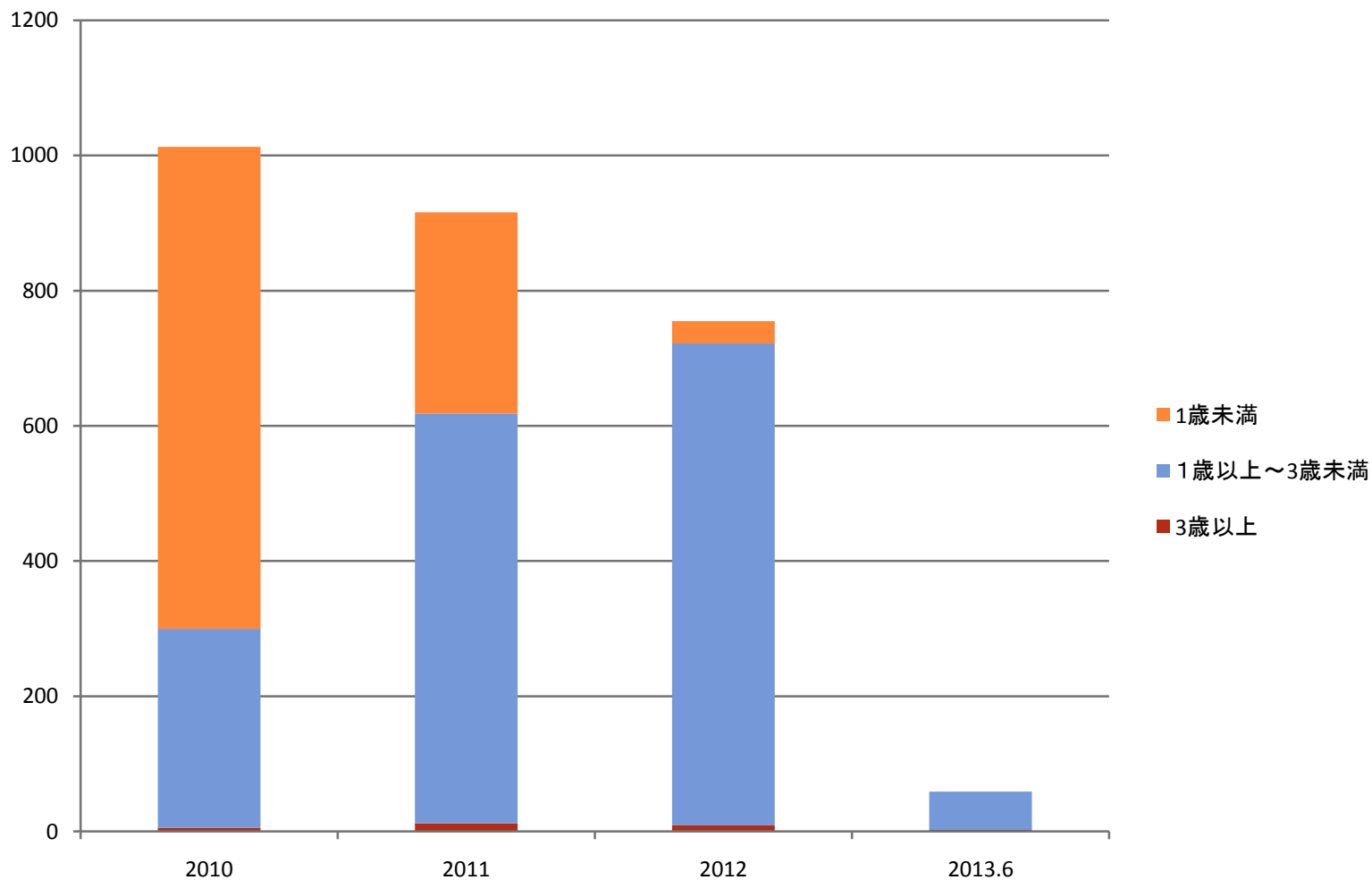
# 図1 年齢別の国内養子縁組の現状(資料: 保健福祉部児童福祉政策課)



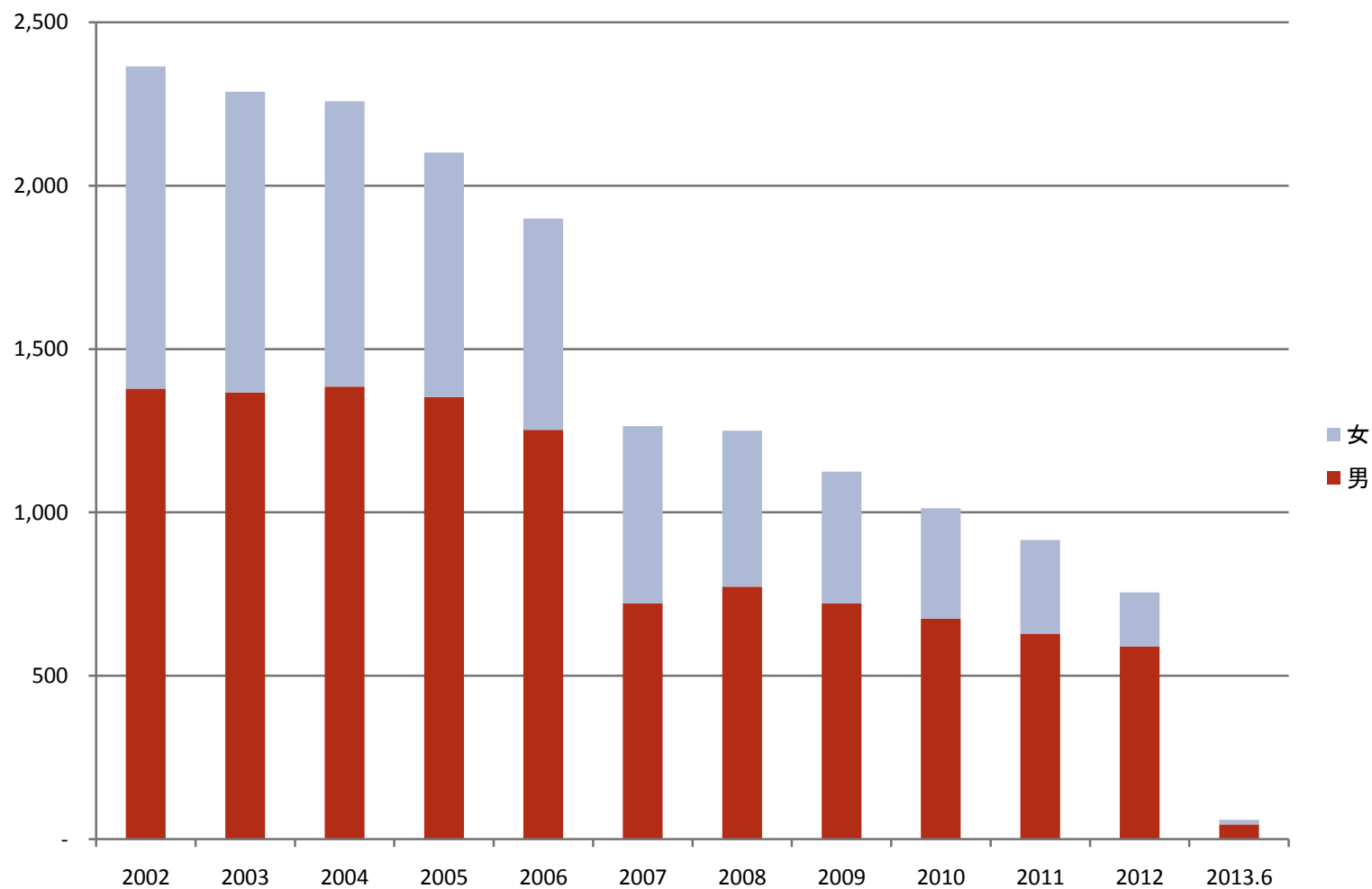
# 図2 性別の国内養子縁組の現状(資料:保健福祉部児童福祉政策課)



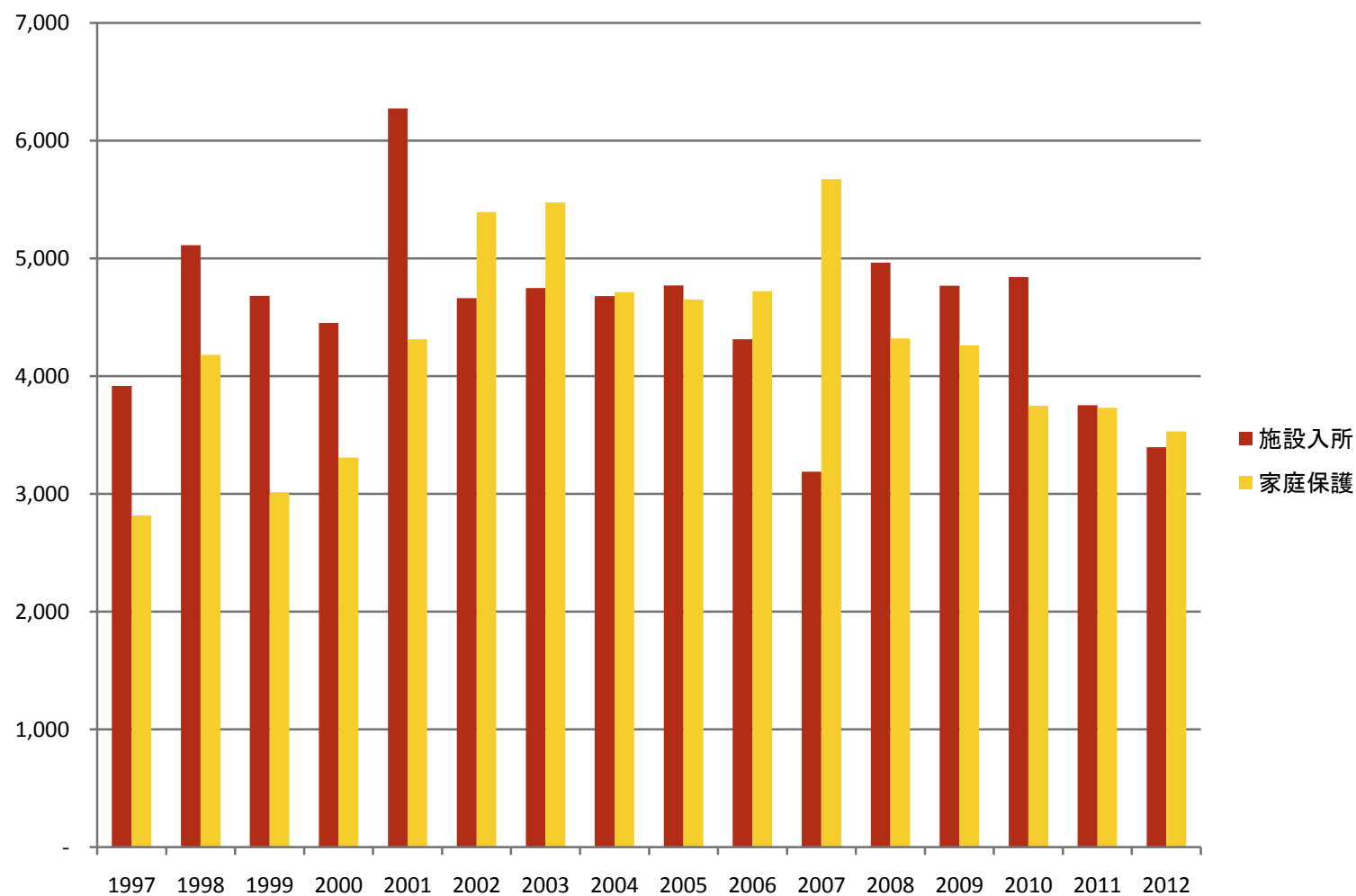
# 図3 年齢別の海外養子縁組の現状(資料: 保健福祉部児童福祉政策課)



# 図4 性別の海外養子縁組の現状(資料:保健福祉部児童福祉政策課)



# ※新規の要保護児童に対する保護措置



## 6. 現行の養子縁組特例法について

- 2011年8月に改正、2012年8月から施行。
- 海外養子縁組当事者、未婚母協会、弁護士などが改正の原動力となる。



## ①2012年養子縁組特例法改正前後の比較

内容	改正前	改正後
法律名称	養子縁組の促進および手続きに関する法	養子縁組特例法
海外養子縁組に対して	なし	国内養子縁組優先推進を明記
養子縁組の成立	届出制	許可制
養子縁組の同意要件	なし	生後1週間後。 養育に対する情報、 養子縁組の法的効力について実親に十分な相談を行うこと

## 2012年養子縁組特例法改正前後の比較

内容	改正前	改正後
親権停止について	なし	養子縁組機関で子どもを引き受けた場合、養子縁組完了まで親権停止
養子縁組の効果	なし	親養子(特別養子)の地位付与
養子縁組情報の公開	なし	中央養子縁組機関または養子縁組機関に情報公開を請求できる
中央養子縁組機関	なし	設立。データベースの構築、運営、調査・研究など

## 7. 2012年改正法をめぐって

### 1) 議論の背景

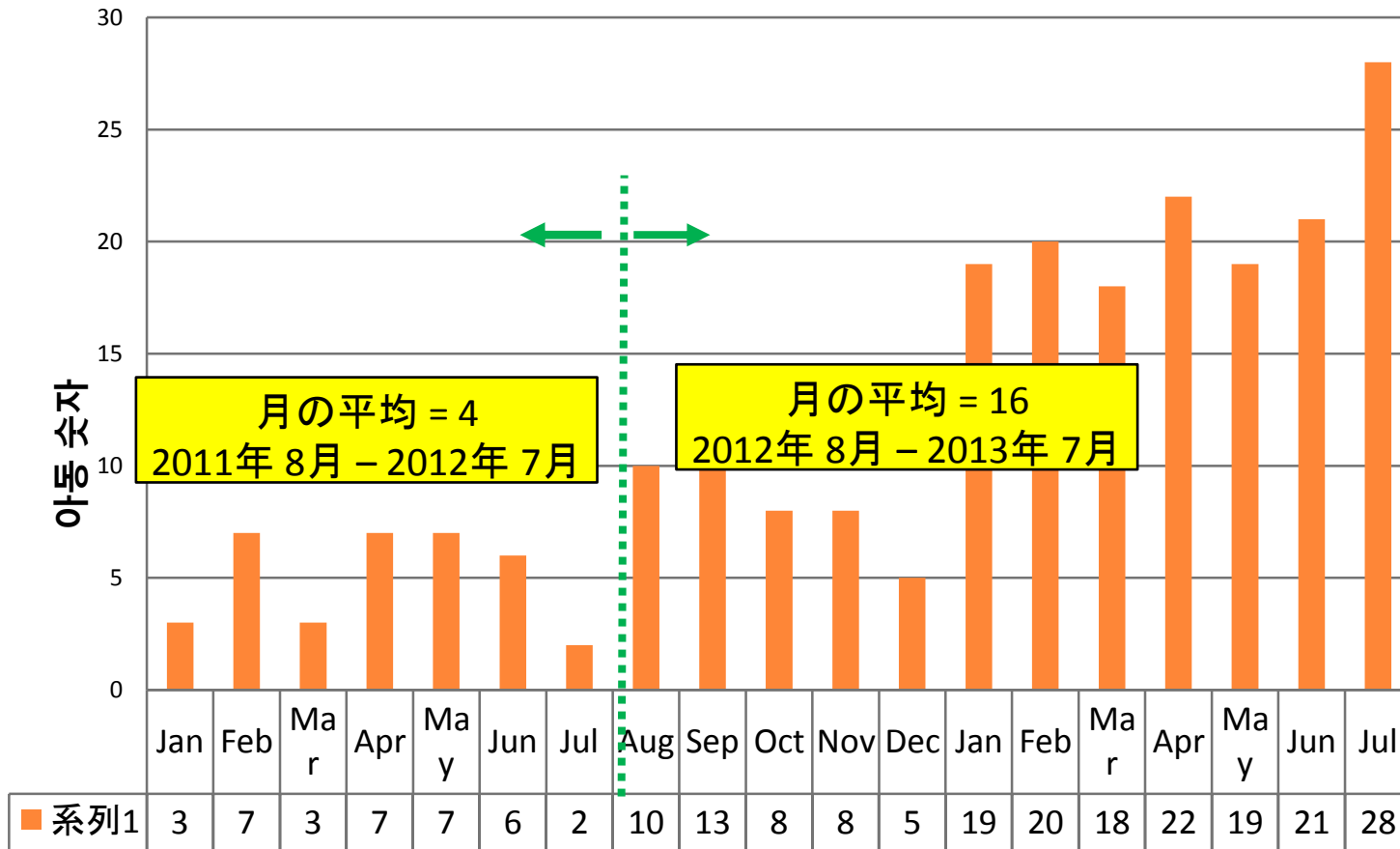
- ①ベビーボックスへの注目
- ②乳児遺棄事件の報道増加
- ③養子縁組機関に預けられる子どもの減少

# ①ベビーボックスへの注目

- 2009年12月に教会内に設置される。
  - 法改正後、預けられる子どもの急増。

年度	人数
2010年	4名
2011年	27名
2012年	79名
2013年10 月末現在	214名

# ベビーボックスに預けられた子どもの人数～ 2012年特例法の前後の比較



出典: Steve Morrison (IKAA世界養子縁組当事者大会 2013年7月29日-8月3日)「養子縁組特例法が国内外養子縁組に及ぼした影響」

## ②乳児遺棄について

- ソウル市児童福祉センター
  - ソウル市内で遺棄された子どもは、2012年1月～7月が28名、8月～12月が41名。
- 警視庁
  - 全国で遺棄された子どもは、
  - 2011年に139名、2012年に127名。

### ③養子縁組される子どもの減少

養子縁組機関	2011年	2012年
ホルト児童福祉会	551件	404件
東邦社会福祉会	770件	440件

## 2) 2012年改正法の改正の動き

- 2013年1月18日に発議された養子縁組特例法の改正法律案～
- 青少年(24歳以下)の一人親
  - 出生届の例外を認める。
  - 1週間という同意期間を削除する。
- 障がい児～国内優先の原則を適用せず。



## 2) 2012年改正法をめぐる論点

- ① 子どもの出自を知る権利VS未婚母のプライバシー保護
- ② 家庭で育つ権利

# ①子どもの出自を知る権利VS未婚母のプライバシー保護

論点	改正支持者	改正反対者
子どもの出自を知る権利	養子縁組機関の管理により、出自を知ることは可能。	生まれたらすぐに登録されることは子どもの権利。
未婚母のプライバシー保護	未婚母の現状を反映し、出生届の例外を認めるべき。	出生届の例外は、未婚母の子どもに対する差別の是認。

## ②家庭で育つ権利

論点	改正支持者	改正反対者
子どもの減少についての見方	家庭で育つ権利が損なわれている。	未婚母の養育が増加している可能性もある。
ベビーボックスに預けられる子ども	ほとんどが施設で保護されており、家庭で育つ権利が守られていない。	改正法や養育支援の広報不足。

## ○両者の主張の違い

論点	改正支持者	改正反対者
養子縁組と未婚母の養育支援の関係	両者は別問題である。	養子縁組のハードルを下げることは、未婚母の養育支援強化の阻害要因となりうる。

～養子縁組は親子分離を促進させるのか否か。

## 8. 養子縁組への傾斜から未婚母の養育支援へ

- 養子縁組機関が産前ケアを担う役割
- 未婚母による養育支援の不足



- 2015年7月から養子縁組機関による未婚母子施設の設置・運営の禁止。
- 2013年現在、全国17か所で「未婚父母と子ども支援事業」を実施。
- 少子化対策の一環としての未婚母・未婚父への支援。

## 9. むすびにかえて

- 望まぬ妊娠をした女性を対象とした社会福祉制度としての養子縁組
- 虚偽の出生届について

## 2012年改正法の意義

- 未婚母のプライバシーと子ども  
の出自を知る権利の問題、社  
会的養護のあり方、一人親家  
庭福祉政策などの課題への直  
視。
- 現在もベビーボックスや2012年  
改正法をめぐる議論が続いて  
いる。

○ご清聴ありがとうございました。